

平成 28 年 7 月 25 日  
沖縄県土木建築部長

「沖縄県土木建築部特定建設工事共同企業体取扱要領」の一部改正について

特定建設工事共同企業体の取扱いについて、「沖縄県土木建築部特定建設工事共同企業体取扱要領」に基づき運用を行っておりますが、下記により管工事及び電気工事における特定建設工事共同企業体で発注する基準額の改正を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 改正内容について

管工事及び電気工事における特定建設工事共同企業体で発注する基準額

[改正前] 2 業者 8 千万円及び 5 千万円

[改正後] 2 業者 1 億円

2. 改正後の要領

1-6 「沖縄県土木建築部特定建設工事共同企業体取扱要領」

(沖縄県技術・建設業課HP－入札関連情報－沖縄県土木建築部契約関係例規集)

3. 施行 平成 28 年 8 月 1 日以降に公告を行う案件から適用